

大分県農業経営負担軽減支援資金事務処理要領

大分県農業経営負担軽減支援資金の貸付及び利子補給に係る事務取り扱いは、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月22日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。）、大分県農業経営負担軽減支援資金事業実施要綱（平成13年8月14日付け農経第692号。以下「実施要綱」という。）、大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱（平成13年8月14日付け農経第693号。）、大分県農業負債整理関係資金運営要領（平成13年5月22日付け農経第300号。以下「運営要領」という。）及び県が実施要綱第3の5に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）との間に締結する大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書によるほか、この要領による。

第1 利子補給の承認手続

1 利子補給承認申請書の提出

(1) 融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の融資を实行しようとする場合は、大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（様式第1-1号。以下「承認申請書」という。）及び経営改善計画に関する要件書（様式第2号）を作成し、これに運営要領第3の2の(1)の借入申込書の写と経営改善計画書の写を添えて、毎月末日までに正本1部に副本1部を振興局に、副本1部を大分県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）に、副本1部を大分県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に、上乘せ利子補給を行う場合にあっては副本1部を市町村に提出する。

なお、基金協会の債務保証を受けない場合は、その理由等を付した理事会の議事録の写を振興局、県信連、市町村に提出する。

(2) 融資機関は、上乘せ利子補給の申請を行う場合は、第1の1の(1)の提出の際、大分県農業経営負担軽減支援資金上乘せ利子補給承認申請書（様式第1-2号。以下「上乘せ承認申請書」という。）を、振興局及び市町村に提出する。

2 利子補給の承認

(1) 振興局は、前1の(1)により承認申請書等を受理したときは、内容を審査のうえ、地方審査会の意見を聞き、利子補給の承認又は否認を決定する。

(2) 振興局は、利子補給の承認を決定した場合は、大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給承認通知書（様式第4-1号。以下「承認通知書」という。）を作成し、融資機関、県信連、基金協会、団体指導・金融課に送付する。

(3) 利子補給を否認したときは、否認理由を取りまとめ、これを借入申込書（運営要領第3の2の(1)に定めるもの。）に添付保管するとともに、大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給否認通知書（様式第3-1号。以下「否認通

知書」という。)を融資機関に送付する。

3 上乗せ利子補給の承認

- (1) 振興局及び市町村は、前1の(2)により上乗せ承認申請書等を受理したときは、内容を審査のうえ、地方審査会の意見を聞き、上乗せ利子補給の承認又は否認を決定する。
- (2) 市町村は、利子補給の承認を決定した場合は、大分県農業経営負担軽減支援資金上乗せ利子補給承認通知書(様式第4-2号。以下「上乗せ承認通知書」という。)を融資機関に送付するとともに、当該通知書(写)に大分県農業経営負担軽減支援資金に係る確約書(様式第5号。以下「確約書」という。)を添付して振興局に提出する。

市町村は、利子補給の否認を決定した場合は、大分県農業経営負担軽減支援資金上乗せ利子補給否認通知書(様式第3-2号。以下「上乗せ否認通知書」という。)を融資機関に送付するとともに、当該通知書(写)を振興局に送付する。
- (3) 市町村から上乗せ承認通知書(写)と確約書を受理した振興局は、利子補給の承認を決定した場合は、上乗せ承認通知書を作成し、融資機関、団体指導・金融課に送付する。
- (4) 上乗せ利子補給を否認した場合は、否認理由を取りまとめ、これを借入申込書(運営要領第3の2の(1)に定めるもの。)に添付保管するとともに、上乗せ否認通知書を融資機関に送付する。

第2 貸付実行

1 貸付実行報告

- (1) 融資機関は、第1の2の(4)により承認通知書を受理したときは、利子補給承認月の翌日の末日までの間、借入申込者の希望する時期までに貸付実行するものとする。
- (2) この資金の貸付を行った融資機関は、実行状況を大分県農業経営負担軽減支援資金貸付実行報告書(様式第6号。以下「実行報告書」という。)に記載し、貸付実行日、貸付額、利率、据置期限、償還期限、貸付番号等が記載されている償還年次表の写しとともに、貸付実行の属する月の翌月の7日までに、振興局を経由して団体指導・金融課に提出するものとする。

2 借入辞退

融資機関は、利子補給の承認を受けたものがこの資金の一部又は、全部の借入を辞退した場合は、実行報告書に必要事項を記載し、団体指導・金融課に報告するものとする。

第3 償 還

1 約定償還

約定償還は、各年元金均等償還とし、償還日は1月10日とする。

2 特例償還

- (1) 借入者から繰上償還の申し出があったときは、その額についてすみやかに繰上償還を行うものとする。
- (2) 県等が行う調査又は検査等の結果、一部又は全部について利子補給承認の取消を受けたときは、その部分について指定日までに繰上償還を行うものとする。

3 特例償還及び延滞状況報告

融資機関は、前項の繰上償還があったとき、又は、約定償還額に延滞を生じたとき及び延滞額の償還があったときは、特例償還状況及び延滞状況報告書（様式第7号）を作成し、上期中に発生したものについては、毎年7月7日までに、下期中に発生したものについては、毎年1月7日までに団体指導・金融課に提出するものとする。

第4 利子補給変更の承認申請等

1 利子補給変更承認申請書の提出

- (1) 融資機関は、この資金の貸付け後、災害その他やむを得ない理由により、当初計画の償還計画の変更を必要とする場合は、大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認申請書（様式第8号。以下「変更承認申請書」という。）を作成し、見直し後の経営改善計画（運営要領第3の2の（1）で定めるものと同様式）の写しを添えて、知事が別に定める日までに正本1部に副本1部を振興局に、副本1部を県信連に、副本1部を基金協会に提出する。

2 利子補給変更の承認

- (1) 振興局は、前項により提出された変更承認申請書等を受理したときは、内容を審査のうえ、地方審査会の意見を聞き、利子補給の変更についての承認又は否認を決定する。
- (2) 振興局は、利子補給変更の承認又は否認を決定した場合は、変更承認申請書の「承否区分」の欄に所定の記号を記入し、知事が別に定める日までに団体指導・金融課あて提出する。
- (3) 団体指導・金融課は、変更承認申請書等を受理したときは、利子補給が承認されたものについて、大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認通知書（様式第9号。以下「変更承認通知書」という。）を作成し、振興局、県信連、基金協会に送付する。
- (4) 振興局は、前（3）により受理した変更承認通知書を融資機関に送付する。

附 則 この要領は、平成13年8月14日から施行する。

附 則 この要領は、平成14年7月 1日から施行する。

附 則 この要領は、平成17年4月22日から施行する。

附 則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 19 年 7 月 25 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。